

午前九時〇〇分開議

○議長（繁田拓治君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第12号 令和8年度美浜町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） おはようございます。

議案第12号 令和8年度美浜町国民健康保険特別会計予算について、細部説明を申し上げます。

美浜町国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億2,530万5千円で、前年度と比較して600万8千円、0.65%の減少でございます。

前年度の人事異動に伴う人件費の減少が主な要因でございます。

また、保険税率の上昇を抑制するため基金から1,500万円の繰入を行います。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、国民健康保険税は、被保険者1,401名を見込み、1億4,266万5千円でございます。前年度と比較して35万円の増額でございます。子ども・子育て支援納付金分の追加が主な要因でございます。

使用料及び手数料、督促手数料は5万円でございます。

8ページ、国庫支出金、国庫補助金、災害臨時特例補助金は1千円の科目設定でございます。子ども・子育て支援事業費補助金は282万7千円でございます。子ども・子育て支援金制度の創設に係る電算システム改修によるものでございます。

県支出金、県補助金は、保険給付費等交付金として、普通交付金6億7,273万7千円、特別交付金1,368万円、合わせて6億8,641万7千円でございます。また、財政対策補助金は145万6千円でございます。

財産収入、財産運用収入は、基金の預金利子20万6千円でございます。

10ページ、一般会計繰入金は7,481万1千円で、前年度と比較して1,171万6千円の減額でございます。

内訳は、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分3,061万6千円、同繰入金の保険者支援分1,672万4千円、未就学児均等割保険税繰入金21万円3千円、職員給与費等繰入金1,048万3千円、産前産後保険税繰入金4万4千円、財政安定化支援事業繰入金1,391万9千円、地単事業分281万2千円でございます。

繰入金、基金繰入金1,500万円は、保険税率の上昇を抑制するため基金から繰入を行います。

12ページ、繰越金は1千円の科目設定でございます。

諸収入、延滞金、加算及び過料は、延滞金50万円でございます。預金利子は1千円の科目設定でございます。

雑入、第三者納付金35万円、返納金1万円、高額療養費貸付金償還金100万円、雑入は、指定公費受入金1万円を計上しています。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

14ページ、総務費、総務管理費、一般管理費は846万円で、1名分の人件費と事務経費となっています。

一般管理費の内訳としては、給料331万2千円、職員手当等148万円、共済費87万5千円、需用費13万円、役務費206万3千円、委託料29万3千円、負担金補助及び交付金30万7千円でございます。

国民健康保険団体連合会負担金は112万3千円でございます。徴収費の賦課徴収費は435万5千円で、コンビニ収納の手数料、クラウドシステムによる帳票類の共同印刷費、子ども・子育て支援金制度創設に係る電算システム改修費を計上してございます。

16ページの運営協議会費は19万8千円で、委員9名分の報酬と需用費でございます。

次に、第2款、保険給付費の合計額は6億7,273万8千円で、前年度と比較して265万9千円の増額でございます。療養給付費の増額が主な要因でございます。

内訳は、療養諸費5億7,458万5千円、高額療養費9,310万円。

18ページ、移送費1万円、出産育児諸費450万2千円、葬祭諸費54万円、傷病諸費1千円でございます。

第3款、国民健康保険事業費納付金の合計額は2億2,095万7千円でございます。

内訳は医療給付費分1億5,581万円、後期高齢者支援金等分4,469万7千円、介護納付金分1,591万8千円、子ども・子育て支援納付金分453万2千円は和歌山県に納める納付金でございます。

保健事業費は431万6千円、高額療養費貸付金は100万円でございます。

保健事業費の特定健康診査等事業費は1,021万1千円で、今年度におきましても雇い上げた保健師による特定健診未受診者への電話連絡により受診率の向上に努めるとともに、未受診者に合った受診勧奨の案内を送付する特定健診等受診率向上事業にも取り組みます。

基金積立金は、利子積立金20万6千円でございます。

諸支出金は、保険税その他の還付などに要する経費で、款の合計は74万1千円でございます。

予備費は急な支出に要する予備費として100万円を計上しています。

なお、添付資料として給与費明細書を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 2番。14、15ページです。総務管理費の国民健康保険団体連

合会負担金の18番、負担金補助及び交付金の一番下です。今回、多分初めてかなと思います。柔道整復師施術療養費適正化業務負担金の詳細をお願いいたします。

○議長（繁田拓治君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 龍神議員にお答えします。

今年度から新規の国保連合会の負担金でございまして、被保険者割と令和7年度の柔道整復のレセプト件数実績により負担金が決められているものでございます。

県内において、柔道整復師の施術療養費について誤りや不正請求等が散見されたため、国保連合会として柔道整復のレセプトの点検等により適切な療養費請求を行うための調査、指導等を強化していくための各市町村負担金でございまして。

以上でございます。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 何点かお伺いします。

まず、歳入で子ども・子育て支援納付金分現年課税分と、歳出にある同じものかよく分からないんですが、子ども・子育て支援納付金分。ちょっと17、18万円の差異がありますが、これはそういう見方でいいのか、全く関係なくなっているのか、その辺を少し説明をいただきたいところと、それと、出産一時金等繰入金、今回からも科目自体がありませんが、細かいことだが要はこの出産に関しても、何か一円も要らんとできるとかできんとか、保険扱いになるとかならんとか、全国でどうかニュースだけいっぱい見ているんですけども、要はどうもはっきりしないので、その辺のご説明を願いたい。

それと、延滞金について総額は幾らか、また、過年数1年目、2年目、3年目、4年目、5年目、5年目で8年度は、その後はそういう処理になると思いますが、それぞれについて。

もう一点、運営協議会について少し詳しく説明と内容、結果をお知らせ願いたい。

○議長（繁田拓治君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 谷進介議員にお答えします。

まず、子ども・子育て支援金の関係でございまして。こちらのほうにつきましては、子ども・子育て支援金ということで、社会全体で子育て世代を支えるという少子化対策の財源を確保するために、医療保険と併せて社会全体から広く平等に徴収することになっておりまして、国民健康保険でなくその他の被扶養者保険につきましても同じく賦課徴収することになっております。この支援金につきましては、子ども・子育て支援法で児童手当の拡充など子育て支援の財源に充てるものとされております。

今回の子ども・子育て支援金分につきましては、この分につきましては、8年度から開始されまして、国民健康保険加入者1人当たりの見込額は月額250円となっております。9年度300円、10年度400円になる見込みとなっております。

被保険者から徴収する支援金につきましては、医療保険の賦課徴収の方法を踏まえて、各医療保険者の支援納付金の額に照らし保険者が設定することとなっておりますが、今回、

12年度に税統一ということを考えまして、和歌山県につきましては8年度から県下統一の税率ということになってございます。

今回、新設ということですので、和歌山県が推計し算定されました金額を予算額として計上してございます。税率につきましては所得割が0.3%、均等割合計額が1,191円、平等割が766円となっております、限度額が3万円となっております。18歳未満からは均等割を徴収せず、全額軽減となります。必要な額は18歳以上の被保険者に案分して徴収することになってございます。

子ども・子育て支援納付金分なんですけれども、435万8千円ということで、1,401人ということで1人当たり3,110円という形になってございます。納付金の金額との差額でございますけれども、納付金につきましても県全体の医療費を推計しまして、保険料として必要な額を積算した上で、市町村ごとの被保険者数、世帯数、所得水準、医療費水準等を反映させて県が算定されたものを、和歌山県にこちらのほうが支払うという形になっています。

18万円という差が出ているんです、どちらも県の算定によるものでございまして、その差額につきましては税額抑制に繰り入れた基金で対応させていただく形になろうかと思えます。

続きまして、延滞金なんですけれども、申し訳ございません、年度ごとの実績というのはちょっと今、手元に資料がございまして、令和5年度で39万3千円、123件でございます。令和6年度で52万100円、174件でございます。令和8年度12月末で53万5円というふうになってございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 谷議員にお答えします。

まず、出産育児一時金なんですけれども、今回、出産育児一時金の繰入金皆減、載っていないんですけれども、今年度、令和7年までは出産育児一時金に対して3分の2の地方交付税措置がありました。そのため、一般会計に入ってきてそのまま国保会計に繰り入れるという措置を行ったんですけれども、令和8年度からは後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組み、出産育児交付金というんですけれども、それが全面的に導入されることに伴いまして、地方交付税措置が廃止されました。そのため、出産育児一時金に係る費用については、出産育児交付金と普通交付金により賄いますので、出産育児一時金については繰入れの皆減になったということでございます。

それと、あと国保運営協議会のことなんですけれども、まず、国保運営協議会といいましたら運営協議会委員というのが9名ございます。保険医または保険薬剤師を代表する委員が3名、あと公益を代表する委員が3名、あと被保険者を代表する委員が3名の9名で構成されておまして、まず、流れとしましては、町のほうから今年度につきましては令和8年度の国民健康保険税負担額を被保険者1人当たり10万6,218円、対前年度比

4. 2%の増とすることについてという諮問を行います。それで、国保の運協の会議を開きまして、この諮問に対してどういう回答をしようかということで、いろいろ予算の説明から基金の状況とかいろいろ説明した上で、今回、答申書の中ではこの諮問をのみますというような答申をいただいておりますので、今回それで一応この税を決定しているわけでございます。

以上でございます。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） ちょっと聞き逃したか分かりませんが、延滞金の総額は各年度においておっしゃった金額が7年度末ではこれだけだった、50、60数万かな、おっしゃっていただいたのが、それが総額になるのか、それで50万という回収率がすごく高いんで違うような気がするんですが、もう一度説明願いたい。

それと、運営協議会の話、メンバーの選定に関してですね何か基準があるのかと。それと、今回諮問をして答申をいただいた、答申書はここに提出していただけないんですか。それと、大体何回ぐらい毎年しているのかとかそういう詳細を知りたかったんですが。

出産一時金、ここが皆減になったというのがよく分かったんですけども、入りのほうですね。制度のことをここで聞くのも、ここでしかよく聞くとこがないので、結局、出産時に被保険者は自己負担なしという方向が、今よくテレビでもマスコミでもどこでも言われていますが、それはもうそういう制度に確立していったのかどうかをお聞かせ願いたいです。

○議長（繁田拓治君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 谷議員にお答えします。

まず、出産育児一時金ですけども、一応50万までは保険で全て見ますと。50万円超すような、都会では60万、70万という多分高額の出産もあると思う、その人たちはその分は費用を払わなあかんですけれども、一般的な50万までは一応見てくれるという話でございます。

それと、国保運協の答申なんですけれども、運協の答申書は国保の運営協の会長のほうから町長宛てに答申しているものなんです。それで、何年付の諮問がありました事項については、一応各委員に意見を諮った結果、結論を得たので答申をしますということで、いろいろ注文というか、そのときにはもうちょっと保険料抑制に努力してくださいとかいろいろ注釈はつくんですけども、おおむねその旨を町長宛てに出したということなので、それを議員の皆さんに配るものではないのかなというふうな気がします。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 谷議員にお答えします。

令和5年度の現年課税分も合わせました年間の実績としまして39万3千円の123件でございます。令和6年度の現年課税含めて年間の実績としまして52万100円、174

件、令和7年度12月末までにつきましては53万5千円の実績となっております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） すみません、運営協議会の委員の内訳がありましたので、一応保険医または保険薬剤師を代表する委員としまして、日高医師会から1名の委員さんと日高歯科医師会から1名、日高薬剤師会から1名ということになってございます。あと、公益を代表する委員としましては、学識経験者の方が2名と美浜町の民生委員児童委員協議会の代表の方が1名入ってございます。あと、被保険者を代表する委員では、美浜町農業委員会の代表の方が1名と、あと被保険者代表で2名ということで人選しております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 延滞金は、それは回収の実績違うのかな。現在の延滞金の残っている総額を知りたかったんですね。まだ出納閉鎖していないから確定額が出ないとは思いますが、今の時点で延滞金は7年度末ではこれぐらいというその総額を知りたかった。

運協の答申の話ですが、過去、一部事務組合、1市2町かな、国保の。やっていましたよね。最後の解散のときに私、組合議員だったので。それ以前にも、たしか答申を見たというか提出を見た記憶はあるんですが、それはそれとして、何で議会に出さないんですか。そんなブラックボックスで国保の料金というか国保税が決まっているというふうな理解なんですか。いかがでしょうか。

○議長（繁田拓治君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 谷議員にお答えします。

延滞金の残っている額ということでございますけれども、今ちょっと手元に資料がございません。申し訳ございません。

○議長（繁田拓治君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 谷議員にお答えします。

私もずっと4年やっているんですけども、そういうふうなもんやというふうな理解はしておりませんでしたので、一度調べてまたご連絡いたします。

以上です。

○議長（繁田拓治君） ほか、ございませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第12号 令和8年度美浜町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第13号 令和8年度美浜町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第13号 令和8年度美浜町介護保険特別会計予算について、細部説明を申し上げます。

美浜町介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億3,210万1千円で、前年度と比較いたしまして3,853万4千円の増額、率にして4.31%の増でございます。主な要因は、保険給付費の増加によるものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

6ページの第1号被保険者保険料につきましては、1億5,997万4千円を計上してございます。

このうち、特別徴収保険料は1億5,156万円、普通徴収保険料は831万4千円、滞納繰越分保険料として10万円を計上しています。

督促手数料は3千円でございます。

国庫負担金は1億5,557万5千円で、前年度より638万9千円の増額となっております。

国庫補助金は6,439万1千円で、内訳が調整交付金5,380万2千円、地域支援事業交付金では介護予防・日常生活支援総合事業553万1千円と8ページの総合事業以外159万5千円でございます。

保険者機能強化推進交付金116万4千円は、高齢者の介護予防・健康づくりの取り組みに対する交付金でございます。介護保険保険者努力支援交付金229万9千円は、高齢者の自立支援・重度化防止の取り組みに対する交付金でございます。

支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料分として、地域支援事業分と合わせて、支払基金から2億4,133万3千円の交付を見込んでいます。前年度より1,003万1千円の増額でございます。

県負担金は1億2,593万3千円、前年度より541万7千円の増額でございます。

県補助金は、地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業と10ページの総合事業以外に係る2交付金で合計425万2千円、前年度から13万円の増額でございます。

介護保険事業費補助金は24万7千円、介護人材確保支援業務に対する補助金でございます。

財産運用収入は介護給付費準備基金の利子15万2千円です。

一般会計繰入金は1億5,523万7千円で、前年度より264万6千円の増額となっております。介護給付費、地域支援事業に係る法定率での繰り入れと事務費繰入金、また、第1段階から第3段階の方に対する保険料軽減措置に対する補填分として、低所得者保険料軽減繰入金を計上してございます。

12ページ、基金繰入金は介護給付費準備基金から繰り入れを2,500万円計上してございます。

繰越金から14ページ、諸収入につきましては、それぞれ科目設定です。

次に、歳出についてご説明いたします。

16ページ、総務費、総務管理費は3,375万5千円、前年度より117万8千円の増額です。

給料745万2千円は、職員1名と会計年度任用職員1名分、職員手当等は369万2千円、共済費は216万3千円、報償費12万3千円は、第10期介護保険事業計画策定委員への報償費、旅費は5万9千円、需用費は124万6千円、役務費は郵便料、主治医意見書作成料などの必要経費311万4千円、委託料は電算処理委託料、介護保険事業計画策定委託料などで625万8千円、使用料及び賃借料は介護事業所台帳管理システムのプロダクト利用料などで39万5千円、負担金補助及び交付金は御坊広域行政事務組合の介護認定審査会費分担金などで924万4千円、公課費は自動車重量税9千円でございます。

次に、保険給付に係る費用についてです。

18ページからの保険給付費の総額は8億6,618万1千円で、対前年比3,631万3千円、率にして4.38%の増額でございます。

介護サービス等諸費7億9,476万1千円は要介護の認定を受けた方へのサービス費用で、デイサービスやヘルパーの利用、施設への入所費用等です。

20ページ、その他諸費は、国保連合会への審査支払い手数料72万円です。

高額介護サービス費2,400万円は、自己負担分が一定額を超えた場合の還付分です。高額医療合算介護サービス等費360万円は、介護保険の自己負担と後期高齢者医療等、医療での自己負担額の合算額が一定額を超えた場合の還付分でございます。特定入所者介護サービス等費1,943万円は一定の資格により施設利用等の際の食費、居住費の自己負担が軽減されるものでございます。

22ページ、介護予防サービス等諸費2,367万円は、要支援の認定を受けた方のサービス利用等にかかる費用でございます。

22ページ下段からの地域支援事業費は、介護保険給付とは別に、美浜町地域包括支援センターが実施する介護予防事業などに係る予算でございます。

包括的支援事業・任意事業費415万1千円は、総合相談事業、権利擁護事業、認知症施策などにかかる費用でございます。

26ページ、介護予防・生活支援サービス事業費2,546万4千円は、要支援の認定

を受けた方と事業対象者の方の訪問型、通所型サービス利用等にかかる費用でございます。

28ページ、一般介護予防事業費214万4千円は、介護予防普及啓発や地域介護予防活動支援などにかかる費用でございます。

その他諸費5万1千円は、国保連合会への介護予防・生活支援サービス事業費の審査に対する手数料でございます。

基金積立金は、利子の積み立てで15万2千円、30ページ、諸支出金は保険料の還付金20万円、償還金から還付加算金、延滞金は、それぞれ科目設定でございます。

添付資料として給与費明細書、債務負担行為に関する調書を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 2番。26ページ、27ページの一番上の18、負担金補助及び交付金のGPS購入助成事業はどのような事業の内容なのかということと、28ページ、29ページの一般介護予防事業費の17番、備品購入費の測定機器費6万円、これは今度はどういう測定機器かということです。お願いいたします。

○議長（繁田拓治君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 龍神議員にお答えします。

まず、1点目のGPSの関係です。このGPSの予算につきましては、町のほうで高齢者等安心サポート事業登録ということで、認知症の方、在宅に住んでおられて認知症の方が、町に登録して行方不明とかになったときに情報が提供できるという体制を取っておるんですが、今、登録されている方がGPS機器等の導入初期における購入金額の助成ということで、GPS本体の購入や、あとGPS機器を入れる専門の靴というのがあるそうなんですが、そういうのを購入したときに1人当たり上限1万円を助成する8年度から新規の事業になります。

それから、2点目の備品購入費の測定機器ということで、これは先日も後期高齢者の関係で答弁させてもらった事業の中で、あの事業というのは介護予防事業と一体化ということで、こちらの介護保険のほうでこちらの分については、口腔機能の測定器ということで、口の周りとか、あと舌の動きを測定する機械というのがあるそうで、それを購入する費用です。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 個別具体的ではなく、ざくっといつもよくこれがこの先どうなっていくんだというのを時々お聞きしたりはしますが、今回、歳入で繰入金についてですね、今、手元にちょっと僕印刷してきたのが、令和元年のところでも全ての繰入金を足すと大体1億4,500万円程度。順調にという言葉がいいのかどうか分かりませんが、増加をして本年度は1億8千万強ですよ。内容として、一般会計から給付費への繰入れとか、事務費のいろいろありますが、今回は基金の繰入れが2,500万と非常に大きゅうござ

いますが、逆に低所得者保険料軽減の部分は少のうなって、これは内容はいろいろ変わっていますが、内容がいろいろ変わるということと、今後このやはり繰入金の見通し、ひいては介護保険全体がですね担当としてどのような見込みというか、お考えをお持ちなのかお聞かせ願いたい。

○議長（繁田拓治君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 谷進介議員にお答えします。

まず、この繰入れの関係ですが、幾つか繰入金がございます。その中で介護給付費繰入金、それから、地域支援事業の関係に対する繰入金、この分については法定で率が決まっておりますので、給付なり地域支援事業費に対しての率を繰入れしております。

それから、低所得者保険料軽減繰入金、これは第1段階から第3段階の方については保険料の軽減措置があります。それで軽減した分を補填するという意味で、国から2分の1、それから県から4分の1、そこに町が4分の1を加えまして、一般会計のほうから繰入れするようになっております。これも保険料の金額に基づいての計算になりますので、各年度、実績に応じての繰入れ金額になります。

それから、給付の関係ですが、保険給付についてはここ最近伸びてきております。第9期で推計していた保険給付費よりも増加しております。それで、基金からの繰入れについては、第9期の事業計画の中では3,200万円を取り崩してという計画だったんですが、それが少しそれでは足りない状況になってきまして、昨日も補正でお願いしたように、令和7年度で2千万円、それから令和8年度の新年度予算で2,500万円ということで、合計4,500万円取崩しの計画ということで、事業計画よりももう1,300万円増えた形になっております。

それで基金の残高については5千万円ということで、2,500万円新年度で取り崩しますと、もう残りが500万円ということで、かなりぎりぎりのところになるのではないかなと予想しているところで、令和8年度で第10期、令和9年からの3年間の保険料はまた推計して最終保険料を決定していくんですが、恐らく保険料額については上がるという推計になると今のところ予想しています。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 聞かなければよかったということはないんですが、少し重い答弁をいただきましたので、結局基金にしたら5千万があつて、7年度2千万、2,500万、だから500万ということ。そうすると、もうないに等しいという。これには自分の母親も大変お世話になったということでもありますし、今後、その今の単純に計算だけしていくと破綻とは言いませんが、大変大きな介護保険料になるのかな、できた当初から1万円近くなれば破綻するのではないかというふうな話が議員間ではささやかれていました。まだまだ安い水準にあるとは思うんですけども、そうなったら国・県の指導とか方針もあるでしょうけれども、町としてはこの辺思い切って、また基金に積むであるとか一般会

計の繰入金、別途何か考えると、そのような大きな考えは、これは担当課に聞いていいのか町の責任者に聞くべきなのかよく分かりませんが、その辺、何かお考えがあるのであればお示しを願えればと思います。

○議長（繁田拓治君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 谷進介議員にお答えします。

一般会計のほうからの繰入れする率というのが、もう法定で決まっておりますので、それ以上を超えた分を一般会計から繰入れするというのはちょっとできない形になります、法定外の繰入れというのが認められていませんので。だから、今の制度に乗った形での運営という形になります。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 5番。ページ25ページの4款のところの5番、任意事業費のところですが、12番の委託の中に配食活用のネットワーク事業というのは40万ほど上がっているんですが、詳細を教えてください。

○議長（繁田拓治君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 山崎議員にお答えします。

配食活用のネットワーク事業についてでございます。

この事業につきましては、社会福祉協議会で実施しています配食サービスがございます。その配食サービスをする際に、町のほうから委託という形でお願いしているんですが、配食時に利用者さんの様子を見てもらって、それを記録してもらおうと。配食時に何か変わった様子などがあれば、すぐに町に報告をしてもらい対応するとかという形で、その配食時の見守りの部分について町から社会福祉協議会のほうに委託費として40万円計上しております。

内容としては、配達時に使う車のガソリン代であったりとか、あとボランティア保険、それから車の維持費に対する車検等ですねそれらの費用について、町のほうから委託料として支出している事業になります。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 2番。先ほどの谷進介議員の関連になるんですけれども、重いことをまあ一回聞きたいと思うんですけれども。

今度、第10期の介護保険事業計画、今年度でつくると思うんですけれども、準備基金がそういうことになってきて、一般財源からも入れられないということになると、もう保険の受給者負担ということに直結してくると思うんですけれども、かなりそうしたら見通しという意味で、金額とかというんじゃないんやけれども、かなり上がるという感じなんですかね。そうでなかったらやっていけないということになるんで、私もすごく今度10期のことを心配しておりまして、今のを聞いてちょっと見通しという感じで、もう一回聞

きたいと思います。

○議長（繁田拓治君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 龍神議員にお答えします。

保険料の算定については、これからという形になるんで、どれくらいの金額になるかというのはちょっと今の段階では難しい状況なんですけれども、今現在、美浜町の第9期の部分でいくと、基準額が月額6千円という県内でも安いほうに現在はなっております。それが第10期の分については、なかなかその今の県内でも低い状況というのはいちと難しいかなというところで、県平均もしくはそれよりも少し上がるとか、そういうことも考えられます。というのは、基金の残高がほぼなくなるような感じになっていきますので、なかなか基金からの取崩しがなくて保険料を抑制する要因というのがほかにもありませんので、純粹に上がっていくという、そういう推計になるかと、今のところ考えています。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 今のところは県内では低いというお話でしたが、ちなみに県内の平均というか、それとか一番高いところで幾らなのかなというのが分かれば、お答え願いたい。

○議長（繁田拓治君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 龍神議員にお答えします。

今ちょっと細かい資料は手元に持っていないんですが、美浜町が基準額が月額今6千円ということで、県内で一番高いところでいきますと私が今記憶している中では、7千円後半ぐらいだったと記憶しております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） ほかないですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第13号 令和8年度美浜町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第14号 令和8年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第14号 令和8年度美浜町後期高齢者医療特

別会計予算について、細部説明を申し上げます。

美浜町後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,584万2千円で、前年度と比較いたしまして1,666万1千円の増額、率にして5.97%の増でございます。

主な要因は、和歌山県後期高齢者医療広域連合納付金の増加によるものでございます。それでは、歳入からご説明いたします。

6ページの後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者数を1,451名と見込み、特別徴収保険料6,339万2千円、普通徴収保険料4,614万1千円で、令和8年度から保険料に子ども・子育て支援納付金分が含まれます。滞納繰越分として7万5千円の合計1億960万8千円を計上しています。前年度と比較して823万円の増額となっております。

分担金及び負担金126万4千円は、美浜町が実施する人間ドック健診に対して広域連合から交付されるものでございます。

督促手数料は1千円でございます。

一般会計からの繰入金につきましては1億7,784万6千円で、内訳は事務費繰入金2,373万2千円、このうち広域連合に納める事務費として482万7千円、町の事務費分として1,890万5千円を計上しています。

保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するもので、3,976万1千円でございます。

9ページの療養給付費繰入金は、医療費の12分の1に相当する1億1,435万3千円を計上してございます。

8ページの繰越金以下、諸収入の預金利子までは、それぞれ科目設定でございます。

雑入は、令和6年度から和歌山県後期高齢者医療広域連合に派遣しています職員1名分の給料、期末勤勉手当、共済組合負担金については、広域連合から交付等される693万8千円を計上してございます。

なお、派遣期間は、令和6年度から8年度の3年間となっております。

10ページの償還金及び還付加算金は昨年度と同額の18万円を計上してございます。次に、歳出についてご説明いたします。

12ページの総務費の一般管理費2億8,872万5千円は、職員の人件費2名分で、給料829万4千円、職員手当等356万4千円、共済費259万3千円、需用費は、消耗品費と印刷製本費の16万円でございます。

役務費は97万8千円、委託料は、電算処理委託料と人間ドック健診委託料、クラウド導入による共同印刷委託業務の合計400万6千円でございます。

負担金補助及び交付金2億6,913万円につきましては、退職手当負担金と和歌山県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

諸支出金の保険料還付金は15万円、還付加算金は3万円を計上してございます。

他会計繰出金693万7千円は、年度末精算により広域連合から交付される派遣職員の
人件費を一般会計へ繰り出すものでございます。

添付資料として給与費明細書に関する調書を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 12ページ、13ページの一般管理費の12番委託料の人間ドック健診委託料の252万8千円ですが、7年度も聞いたらよかったんですけども今しか気がつきませんでした。7年度から委託業務のお金がちょっと上がっています。ほんで今回もちょっと上がっています。何か人間ドックのほうでちょっと変わったのか、ただ被保険者数が増えただけなのかということ、それによって2分の1後期のところから頂くので、これというのはみんな受けたら2分の1頂けるので受けていただきたいのでうれしいことなんですけれども、その辺ちょっとお願いします。

○議長（繁田拓治君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 龍神議員にお答えします。

この人間ドック健診の委託料についてなんです、ここ最近少しずつではあるんですが受診される方が増加してきております。それで、令和8年度については合計70件ということで、70人分の予算を計上しております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） よろしいですか。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 何かしつこく聞くようですが、子ども・子育て支援納付金分。それぞれありますよね、これ特徴と一般とかな。これの出がないのは、うちで後期高齢者医療保険としてその支出がないので、この納付金の中に入っているというふうな理解でいいのかどうか、お答えください。

○議長（繁田拓治君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 谷進介議員にお答えします。

議員おっしゃるとおり、この保険料については従来からの医療費分とそれから子ども分についてということで、収納がありました合計全てについて広域連合へ納付金として納める形になります。

以上です。

○議長（繁田拓治君） ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第14号 令和8年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第15号 令和8年度美浜町下水道事業会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第15号 令和8年度美浜町下水道事業会計予算について、細部説明を申し上げます。

1ページ、第2条は、業務の予定量でございまして、水洗化戸数2,340戸、年間有収水量50万3,800m³を見込み、1日平均有収水量は、1,380m³を予定してございます。

第3条は、収益的収支の予定額で、下水道事業収益・費用共に2億92万8千円で、対前年度比0.57%の減少でございます。

第4条は、資本的収支の予定額で、資本的収入は4,952万1千円、資本的支出は8,477万5千円の予定でございます。

なお、資本的収支の不足額3,525万4千円については、当年度損益勘定留保資金3,525万4千円を持って補填するものでございます。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項・期間及び限度額を定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を3千万円と定めてございます。

第7条は、予定支出の各項の金額の流用について、収益的支出のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用との間の流用ができることとしてございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費2,702万4千円と定めてございます。

第9条は、一般会計から補助を受ける金額で、6,547万4千円を予定してございます。

次に、予算の見積基礎として、11ページの収益的収入について、ご説明いたします。

営業収益は、8,268万8千円で、内訳は、下水道使用料8,252万1千円、その他営業収益16万7千円でございます。

営業外収益は1億1,824万円で、内訳は、受取利息6万9千円、他会計補助金6,547万4千円、長期前受金戻入5,269万5千円、雑収益2千円でございます。

次に、13ページからの収益的支出について、ご説明いたします。

営業費用は、1億8,390万3千円で、内訳としまして、管渠費は、1,783万3千円で、対前年度比5万9千円の減額、主な支出は、委託料757万1千円、修繕費531万1千円、動力費300万4千円でございます。

処理場費は、4,366万3千円で、対前年度比379万1千円の減額、主な支出は、委託料1,305万8千円、汚泥処理料556万8千円、修繕費624万8千円、動力費1,379万8千円でございます。減額の要因は、汚泥処理量の減と修繕費の減によるものでございます。

総係費は、3,309万2千円で、対前年度比327万6千円の増額、主な支出は、給料1,358万円、手当637万9千円、法定福利費480万7千円でございます。

減価償却費は、有形固定資産8,931万5千円でございます。

営業外費用は、1,641万5千円で、内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費1,472万8千円、消費税及び地方消費税168万5千円、雑支出2千円でございます。

特別損失は、11万円、予備費は、50万円でございます。

次に、21ページの資本的収入について、ご説明いたします。

資本的収入は、4,952万1千円で、内訳は、他会計出資金4,900万9千円、繰入金51万2千円でございます。

他会計出資金は、一般会計出資金で企業債償還金に充当いたします。繰入金は、基金繰入金となっております。

次に、23ページの資本的支出について、ご説明いたします。

資本的支出は、8,477万5千円で、内訳は、企業債償還金8,470万8千円、基金積立金6万7千円でございます。

基金積立金は、利子積立金となっております。

次に、25ページは、予定貸借対照表、27ページは、令和7年度の予定貸借対照表、29ページは、令和7年度の予定損益計算書でございます。

31ページは、注記で、重要な会計方針等でございます。

33ページは、予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は686万9千円を見込んでございます。

以後は、給与費明細書及び債務負担行為に関する調書でございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） ほんの細かいことですが、数字見ていたら気になった。14ページの農集のこの備品費、消耗品費、単純に計上の仕方が変わったのか、何か例年とこの備品費と消耗品費の金額が上下違うような気がします、何か内容に差異があったのかということと、もう1個はここはないというか決算のときか何かお聞きしたと思うような気が、ちょっと記憶が定かではありませんが、日高町原谷の山奥にできる汚泥の処理施設ですかね、前の説明で記憶がはっきりしませんが、今までは名田の広域のあそこで焼損という焼却処理だったのが、何かすべからず今申し上げた日高町のその施設に持って行って処理を云々ということになるのではないかというふうなことを聞いた記憶があるんですが、それはそうすると処理費が少し高くなって下水道料金のほうにどうなるのかというのをはち

よっとあれですけども、その辺の少し、もう令和8年度に突入するので見通しなり何なりが分かるようであればご説明を願いたい。

○議長（繁田拓治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

まず、処理場費の備用品費の農集のほうで、たしか議員おっしゃるように数字上の割り振りが変わっているというのは、今年度確かにそうなっております。要因としまして、一応今年度予算組むときに7年度のを参考にしながらとかいろんな状況を見て組むわけですけども、そのときに一旦ちょっと見直しをかけました。割り振りの中で、これは消耗品のほうへ入れたほうが、備品だったら悪いということはないんですけども、適正であろうという部分が幾つかありましたんで、その辺の関係で割り振りが変わっているという状況になってございます。

もう一つ、汚泥処理の関係で堆肥利用という関係で原谷のほうで民間の業者さんが始められるということで、今のところ情報収集していて、ちょうどいろいろ役員さんと、去年度なんですけれども、浄化槽の関係でいろいろほかの業務の関係で会うことがありまして、いろいろ話をしたんですけども、議員おっしゃるようにやっぱり料金のほうはかなり高額になるように感じました。

そこで、ただ、高額になるんで利用しないというのがバランスがどうかという検討の余地はあると思うんです。そこで、一度役員さんには運営が落ち着いた段階で少し話したいんでちょっとご連絡いただけんかということで、お話ししているんですけども、その辺まだちょっと調整ができてなくて、実際のところいろんなほかのところの状況というのは調べているんですけども、美浜町としてのそういうことについては、ほかの状況は調べているんですけども、前へは今のところ踏み出せていないという状況でございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） ほかないですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第15号 令和8年度美浜町下水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第16号 令和8年度美浜町水道事業会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第16号 令和8年度美浜町水道事業会計予算につい

て、細部説明を申し上げます。

1 ページ、第2条は、業務の予定量でございまして、給水戸数3,617戸、年間総給水量70万 m^3 を見込み、1日平均給水量は1,918 m^3 を予定してございます。

第3条は、収益的収支の予定額で、水道事業収益は1億2,637万9千円で、対前年度比18.31%の減少でございまして。

水道事業費用は1億1,545万4千円で、対前年度比19.92%の減少でございまして。

第4条は、資本的収支の予定額で、資本的収入は27万5千円、資本的支出は5,230万2千円でございまして。

なお、資本的収支の不足額5,202万7千円については、過年度損益勘定留保資金2,815万7千円、当年度損益勘定留保資金2,086万8千円と当年度分消費税資本的収支調整額300万2千円を持って補填するものでございまして。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項・期間及び限度額を定めるものでございまして。

第6条は、一時借入金の限度額を3千万円と定めてございまして。

第7条は、予定支出の各項の金額の流用について、収益的支出のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用との間の流用ができることとしてございまして。

第8条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費2,266万1千円と定めてございまして。

第9条は、たな卸し資産の購入限度額として、修繕材料費等で、166万1千円と定めてございまして。

次に、予算の見積基礎として、11ページの収益的収入について、ご説明いたします。

営業収益は9,134万7千円で、内訳は、給水収益9,121万円、その他の営業収益13万7千円でございまして。

給水収益につきましては、物価高騰による住民生活等の負担軽減を図るため基本料金とメーター使用料を4ヶ月間免除することに伴い大幅な減額となっております。

営業外収益は3,503万2千円で、内訳は、受取利息10万5千円、長期前受金戻入978万6千円、雑収益2,514万1千円でございまして。

雑収益のなかには、基本料金とメーター使用料を4ヶ月間免除することによる減額分等の補填として他会計補助金を計上してございまして。

次に、13ページからの収益的支出について、ご説明いたします。

営業費用は1億798万4千円で、内訳としまして、原水及び浄水費は2,059万9千円で、対前年度比100万6千円の増額、主な支出は、動力費1,268万8千円、薬品費455万2千円でございまして。

なお、日高川土地改良区負担金25万1千円を新規計上してございまして。計上理由は、自動水位調整機器や遠隔監視システムの導入等による経費の一部を負担して欲しいと要望

があり取水の安定性及び継続性を考慮し負担することといたしました。

配水及び給水費は715万円で、前年度と同額、内訳は、修繕費550万円、材料費165万円でございます。

総係費は3,202万8千円で、対前年度比394万円の減額、主な支出は、給料1,197万1千円、手当484万3千円、法定福利費397万6千円、委託料648万2千円でございます。職員1名減による減額でございます。

減価償却費は、有形固定資産4,815万6千円、資産減耗費は、固定資産除却費5万1千円でございます。

営業外費用は691万5千円で、内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費267万円、消費税及び地方消費税422万5千円、雑支出2万円でございます。

特別損失は5万5千円、予備費は50万円でございます。

次に、19ページの資本的収入について、ご説明いたします。

資本的収入は27万5千円で、内訳は、分担金27万5千円でございます。

蟹田橋送水管移設工事関連に伴う収入の皆減による大幅な減額となっております。

次に、21ページの資本的支出について、ご説明いたします。

資本的支出は5,230万2千円で、内訳は、建設改良費3,330万5千円、企業債償還金1,899万7千円でございます。

建設改良費では、配水管整備3件、施設改良2件を計上してございます。

次に、23ページは予定貸借対照表、25ページは令和7年度の予定貸借対照表、27ページは令和7年度の予定損益計算書でございます。

29ページは注記で、重要な会計方針等でございます。

31ページは予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は2億4,129万4千円を見込んでございます。

以後は、給与費明細書及び債務負担行為に関する調書でございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 13ページ、14ページです。

原水及び浄水費の中の8番負担金です。日高川町土地改良区負担金25万1千円。今年からということで、先ほどのご説明で全てちゃんと言われないんですけども、経費の一部を負担してくれということでこういうお金が出ていますということで、今まで何々を工事するのに、若野頭首工の修繕とかあんなんで出てくるということは、ここで出てくるというんじゃないんで、原水じゃないんで、あったと思うんですけども、原水のところで経費の一部をとという日高川土地改良区というんで、これの経緯をちょっとお聞かせ願いたいということと、ほいてこの25万1千円という積算というのかな、何が根拠で25万1千円になったのかという、多分これ御坊市とかいろいろ関係ある土地改良区さんもおると思うんですけども、それも私たち農地持っている者についたら水利費という形でかなり

値上がりしている。それも関係ここにあるのかなというのをちょっと想像したんで、あえてここでちょっと経緯などを聞かせていただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（繁田拓治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

議員おっしゃるように、今までこのケース、ケースでという場合が最近度々あったという感じなんですけれども。今回改良区さんのほうが水道に関することについて、改良区さんにお世話になっている部分というのは、視察で1回行ってもらった若野頭首工から藤井の6号分水までという格好になっています。その関係で、改良区さんが日高川の本流の水位によっていろんな水位調整というのをしていただいています。それが、最近まではそれを人がやっていたというか、人がやるんですけれども、その現地へ行って現場で人がバルブを動かしたりとかという格好でやっていました。改良区さんもいろいろ議員おっしゃったようにいろいろ厳しいとかという話がある中、そういう作業の軽減であるとかいろんなことで、遠隔監視と自動の操作とか人力による遠隔操作とかというものを導入したようです。

いろんな今までの経緯からそういったものについては、お支払いというのは発生しなかったんですけれども今回そういう新しい機器とかであるとか、そういうものを導入することによって取水の安定性とかというのも図れますよと。現実、ごみが詰まったりであるとかというので改良区さんがその現場へ行って、対応できないというときには改良区さんの許可を得てうちの職員がやっていたというところもあります。それも、日中とか夜中とか関係なしにやるんですけれども、その辺のこちらに対しても作業の軽減も図れるということで、出しますという格好でお互い協議してという話なんですけれども。

金額の25万1千円の内訳なんですけれども、そういう遠隔監視であるとかという様々な、若野頭首工から6号分水までの間の新規の関係で発生するコストの関係で、18万2千円。年間で18万2千円の負担です。それにプラスアルファ、先ほどもあったように、年間で幾ら出してもらえないかとかという単発のやつが幾つか最近多いです。その関係で、いっそ、その関係を整理しようというふうにこちらから提案しまして、修繕工事のうち110万円を超えるものについては、水利の量、水利の量は3.1%なんですけれども、110万円を超えるものについて3.1%水利の量の割合について負担することと、協議の結果、そこで妥結しましたんで、110万円の2件分の3.1%、6万8,200円で合計25万200円になりまして、端数処理しまして25万1千円という格好で計上させていただきます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） そしたら、この25万1千円というのは毎年コンスタントに日高川土地改良区さんに払っていくということですよというのと、110万円を超えるもの

については3.1%で6万8,200円、それは分かるんですけども、それが物すごい大きい工事になったとして、それはそれで前のようにやっぱり割合で払っていくのはそのままということでもいいんですね。これとそれはまた別個というか、そういう考えでもいいんですか。

○議長（繁田拓治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

基本、毎年必ず発生するという金額が18万2千円になります。110万以上の修繕が土地改良区さんに聞くと、あっても年間1件か2件ぐらいかなということで、その辺もありまして、2件ぐらいある予定で6万8,200円という格好で積算しているんですけども。これ、仮にゼロになると、その6万8,200円がなくなると。ほんで仮に3件の場合になると、その辺はまた補正の対応でお願いするという格好になると思います。

先ほど議員おっしゃっていた、大規模な修繕とか大規模な改良とかという場合は、もとの最初の成り立ちからそういう改良については経費を負担するという格好で、もう契約を交わされています。それに当たって、ご存じの方も多と思いますけれども、水路とか堰をやり替えたときに負担金という格好で出しております。あくまでも、この負担金というのは軽微な修繕であるとかということで理解してもらえればいいと思います。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） ほんの小さなこと。数字が気になったんで。12ページの下から3つ目の検針データ使用料等、これは例年に比べて異様に大きいのはなぜなのでしょう。

○議長（繁田拓治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） おっしゃるように、例年に比べて200万ぐらい多くなっています。これにつきましては、毎年水道事業のほうでメーターの交換作業をしております。家庭へついているとか会社へついているとかという。それにつきまして、下水道から負担金を今年度徴収いたします。下水道もメーターを使って料金算定をしていますんで、今までサービスというか、あれなんですけれども、どういうふうに表現したらいいかわかりませんが、そういう関連の経費は頂いていなかったんですけれども、料金のほうも値上げさせていただきましたし、水道事業もこれからの見通しというのがなかなか明るくない状況で、当然負担してもらえる分については負担してもらおうという考え方で、今年から表現的には検針データ使用料等というふうになっているんですけども、既存の検針データの使用料が、内訳が141万4千円でプラスアルファ、メーターの交換の負担金として206万8千円という格好で、合計348万2千円という格好で計上させていただいております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第16号 令和8年度美浜町水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は40分です。

午前十時二十九分休憩

———・———

午前十時四〇分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

日程第6 議案第17号 美浜町農業研修センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 議案第17号 美浜町農業研修センターの指定管理者の指定について、細部説明を申し上げます。

美浜町農業研修センターの指定管理者である「和歌山県農業協同組合」の指定が令和8年3月31日で終了いたします。

引き続き同組合を、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第17号 美浜町農業研修センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第7 議案第18号 美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定について、日程第8 議案第19号 美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者の指定について、日程第9 議案第20号 美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定については、同種の事件として一括議題に供したいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、日程第7 議案第18号、日程第8 議案第19号、日程第9 議案第20号を一括議題とします。

3件について細部説明を求めます。防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 議案第18号 美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定について、議案第19号 美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者の指定について、議案第20号 美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定について、一括して、細部説明を申し上げます。

議案第18号 美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定については、美浜町カナダミュージアムの指定管理者である特定非営利活動法人日ノ岬・アメリカ村の指定が令和8年3月31日で終了いたします。

引き続き、同団体を令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第19号 美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者の指定については、美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者である特定非営利活動法人日ノ岬・アメリカ村の指定が令和8年3月31日で終了いたします。

引き続き、同団体を令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第20号 美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定について、細部説明を申し上げます。

美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定については、美浜町アメリカ村レストランの指定管理者である特定非営利活動法人日ノ岬・アメリカ村の指定が令和8年3月31日で終了いたします。

引き続き、同団体を令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） 3件一括して質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから議案第18号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） 続いて、議案第19号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） 続いて、議案第20号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから議案第18号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第18号 美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第19号 美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第20号 美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第10 議案第21号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定について、日程第

11 議案第22号 美浜町多目的室の指定管理者の指定については、同種の事件として一括議題に供したいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、日程第10 議案第21号、日程第11 議案第22号を一括議題とします。

2件について細部説明を求めます。防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 議案第21号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定について、議案第22号 美浜町多目的室の指定管理者の指定について、一括して、細部説明を申し上げます。

議案第21号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定については、美浜町産品コーナーの指定管理者である一般社団法人煙樹の杜の指定が令和8年3月31日で終了いたしま

す。

引き続き、同団体を令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第22号 美浜町多目的室の指定管理者の指定については、美浜町多目的室の指定管理者である一般社団法人煙樹の杜の指定が令和8年3月31日で終了いたします。

引き続き、同団体を令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） 2件一括して質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから議案第21号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） 続いて、議案第22号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから議案第21号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第21号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第22号 美浜町多目的室の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第23号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

本件について、提案理由説明を求めます。藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 議案第23号について、提案理由を申し上げます。

議案第23号は、和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

去る令和7年11月27日、会計年度任用職員が西川右岸、町道入山西川3号線沿いの河川敷において、西川堤体の草刈り作業中に、一旦作業を中断し、上体をまっすぐに起こした際、町道北側から南進してきた自家用普通自動車の左側サイドミラーと会計年度任用

職員の背中及び車両後輪と右足踵が接触した際、車両のサイドミラーを破損したものでございます。作業中、周囲の安全確認を怠ったことにより発生したことから、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて議会の議決をお願いするものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） 本件について、細部説明を求めます。農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 議案第23号 和解及び損害賠償の額の決定について、細部説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて議会の議決をお願いするものでございます。

去る令和7年11月27日、会計年度任用職員が西川右岸、町道入山西川3号線沿いの河川敷において、西川堤体の草刈り作業中に、一旦作業を中断し、上体をまっすぐに起こした際、町道北側から南進してきた日高郡美浜町大字和田3126番地、小出敏弘氏所有の自家用普通自動車の左側サイドミラーと会計年度任用職員の背中及び車両後輪と右足踵が接触した際、車両のサイドミラーを破損したものでございます。作業中、周囲の確認を怠り個人所有物に損害を与える事故を起こしたことから、修理代金941円は加入している総合損害賠償保険で対応し、小出氏との間で和解するものでございます。

今後の対策としましては、作業中は周囲の確認を行うなど、二度と同様の事故を起こさぬように努めてまいります。

以上で細部説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） まず、この損害総額ですね、双方の。例えば相手方の車、当方の作業員の方が損害があるのか、それは分かりませんが、総額がそれぞれお幾らになったのか、また当然どちらか一方がというような事故ではないやに想像、誰が考えてもだと思いますので、その中で過失割合はどのぐらいで提供されたのか、それお聞きします。

○議長（繁田拓治君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 谷進介議員にお答えします。

まず、総額はということでございますけれども、車の修理代金でございます、6,270円でございます。過失割合についてでございますけれども、85対15という過失割合でございます、その6,270円に対して美浜町のほうが15になりますんで、それを掛けて941円の賠償額というようなことになります。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 内容はよく分かりました。

今、この場で申し上げるのが適当かどうか少し不安、自分の中でも疑いがあるんですが、地方自治法の第180条に規定があると思うんですけれども、議会の議決を得れば町長の、

専決事項に関してですねいろんな条件をつけて専決ができるというような規定があると思います。

なぜ、それを申し上げるといいますかというのは、損害額が6,270円で結構相手方もいると、こちらが町であれば結構シビアな過失相殺というのはなかなか難しい中で、相手方から85%も過失を控除してということで、しっかり業務の内容には何ら疑いもなくということでありますが、とにかく、すみません長くなって。

会期中でありますので、この議会議決事項ということで、あまりいろんな負荷はかからないのかなと。ただ、もし単独で会期と会期の間でありましたら、総損害が6,270円で賠償額が941円、これは今の規定では本会議を開かなければなりません。もちろん、議員として町の行政のチェック機能ということはないがしろにするわけではありませんが、理事者の方が十数名、我々議員も10名でとうとうして本会議を開くとなると、相当な社会的コストがかかると思います。これはいたずらに社会資本の浪費と取られても致し方なく、ひいては資本を浪費する、金銭的にもかなり要るわけでありますから、ひいては住民のためにはならないと思うんですよ、逆に住民に対して不利益を与えているのではないかというような考え方もあります。

もちろん、総損額とか、総損害額とか賠償すべき金額であるということにはできるだけ少額というような考えもあろうかと思いますが、世間一般的な常識、他市町参考、また町村会という形で町は日高管内運営もされておりますので、あながち美浜町単独でははいはいというわけにはいかないか分かりませんが、今の私の意見をここの同僚議員にもお聞きもいただいておりますことでもありますので、今後、町としてですねこのような事案、閉会中の折にこのようなことがありましたら、どのようなお考えですか、私が今申し上げたように住民の福祉というか利益のためを考えると、地方自治法第180条の規定をもってですね、次の議会なりいろいろ対応を検討していることが住民の利益にかなうと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

議員おっしゃるように、この地方自治法第180条、議会の委任による専決処分ということで定められております。

実際、そういった180条による専決事項ということで、条例の制定をしている市町がございます。当町もそういったことを今回の事案に当たりまして、また議員の提案も、ご意見も伺ったことで、検討をしたいということがございます。

また、あわせて、この制定につきましてはそういった金額の設定であったり、あとはこの和解とか損害賠償によるだけのものではなく、ほかの事案も他町の条例を見ればあるようがございます。そういったことも含めまして勉強もし、条例の制定に向けて検討させていただきます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第23号 和解及び損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第24号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由説明を求めます。藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 議案第24号について、提案理由を申し上げます。

議案第24号は、工事請負契約の締結について、ございます。

令和7年度松洋中学校屋内運動場屋根外壁改修工事の入札につきましては、去る3月12日に入札執行いたしました。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、落札者との契約に関する議会の議決をお願いするものであり、契約金額は5,389万100円、契約の相手方は、和歌山県日高郡美浜町大字吉原456番地、松勝建設、代表者、西本幸子氏でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） 本件について、細部説明を求めます。農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 議案第24号 工事請負契約の締結について、細部説明を申し上げます。

令和7年度松洋中学校屋内運動場屋根外壁改修工事の入札につきましては、令和6・7年度美浜町建築業者ランク1の3業者とランク2の3業者の合計町内6業者を指名し、うち1業者が辞退したため5業者にて、去る3月12日に入札執行いたしました。

今回の入札は工事設計額が5千万円以上の入札のため、低入札価格調査制度を適用し、あらかじめ低入札調査基準価格を設定しての入札となります。

入札の結果につきましては、予定価格5,857万7,200円、低入札調査基準価格（税抜き）4,899万1千円に対し、最低入札価格（税抜き）は4,899万1千円で低入札調査基準価格と同額、また、参加全業者が同一金額での応札であったため抽選により落札者を決定しました。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、落札者との契約に関する議会の議決をお願いするものであり、契約の相手方は、和歌山県日高郡美浜町大字吉原456番地、松勝建設、代表者、西本幸子氏で、契約金額は5,389万100円でございます。

工事概要につきましては、大屋根軒先補修一式・小屋根カバー工法一文字葺き一式・外壁化粧防水塗装一式等です。

補足といたしまして、入札結果に関する資料と立面図をお手元に配付させていただいております。

以上で細部説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） この調査基準価格はたしか公表ですよ。その予定価格と調査基準価格というのは何か数式があるんですか、今回でしたらちょうど8%かな、何かそういうような形でこれを切ると調査になるのか、一般的な感覚というか、世間一般ではもっと下でもというふうな、単純なですよ、調査価格のほうがですよ、落札価格ではなく、落札はもう業者さんの、そこは何ら申し上げることはないんですが、そんなふうにとどのような仕組みでこのような計算をなされているのかお聞きしたい。

○議長（繁田拓治君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 谷進介議員のご質問にお答えいたします。

予定価格及び調査基準価格については、事前公表しております。調査基準価格の算定方式ですけれども、まず工事積算しますと直接工事費というのが出てきます。その直接工事費に対して97%を掛けます。次に、共通仮設費というのがありますが、そこに対して90%、現場管理費に対して90%、一般管理費に対して68%を掛けて得た数字が調査基準価格となります。

この場合ですね、調査基準価格でございますけれども、こういう計算をいたしまして、設計金額に対して75%からですね92%の範囲で運用するというようなこととなります。例えば計算した結果がですね73%とかになったときは75%になる、上限の計算したときに95%になったときは92%まで下げるといような形になります。この計算式についてはですね、もうかなり前からいろいろと毎年のように変遷ございまして、最初はもう少し低かったです、実際は、低かったです。ただ、いろいろと国からの文書なりですね改定を重ねてきてこういうような結果になっております。

ちなみに、これはもう調査基準価格の計算式でございますけれども、5千万以下の入札に対しましても同様の計算式で今度は最低制限価格をはじき出しているということになります。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） いろいろと透明化が図られて、それはそれでいいと思いますが、指名競争入札と言われていたんですが、これはずっとと言われていたんですが、県とかも言われているそのほかの入札方式は取られないんですか、例えば一般競争であるとか、そのあたりのお考えはいかがですかね。

○議長（繁田拓治君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

和歌山県なんかはもう一般競争入札というようなことで、ある条件をクリアした業者が入札、応札できるというようなことになっているかと思えます。

美浜町の場合ですね、面積も小さいなりに業者さんの数もあります。我々農林水産建設課とすればですねやっぱり建設業も産業の一つやというふうに考えておりますので、美浜町の工事ぐらひは美浜町の業者でというふうな考えでおりますので、今のところこの指名競争入札を何か違う形にというのは特段考えておりません。

○議長（繁田拓治君） ほかないですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第24号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第25号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

本件について、提案理由説明を求めます。藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 議案第25号について、提案理由を申し上げます。

議案第25号は、令和7年度美浜町一般会計補正予算（第10号）についてでございます。

今回の補正は、令和7年第1回定例会でお認めいただいた一般会計予算において、総務費、総務管理費で公用車を購入予定でしたが、令和7年度末までには納車が間に合わないことが判明しましたので、予算の繰越しについて、追加議案として提出するものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） 本件について、細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第25号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第10号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、令和7年第1回定例会でお認めいただいた一般会計予算において、総務費、総務管理費で公用車を購入予定でしたが、令和7年度末までには納車が間に合わないことが判明しましたので、繰越しに係る補正予算案として、あらためて追加議案として提出するものでございます。

1ページの第1表繰越明許費補正でございます。

追加として総務費、総務管理費、公用車購入事業、483万5千円を、令和8年度への繰越とする1件の追加をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。感想を言うと怒られちゃいますけれども、何か極めて違和感のある議案であります。

3月のこんな時期にこの追加議案で繰越明細が出る。この一つ前の第24号議案でありましたが、日程の関係上致し方ない話ではありますが、昨今、一昨年か昨年ぐらいからは車、どのメーカーでも押しなべて納期が遅れたり、なかなか契約が難しいというか、販売、購入が難しいというのはもう一般の常識であります。

そんなふうにして、当然購入もされていたんだろうと思いますので、どれぐらいのプランで納車の期日の確認をされていたのか。当然もう1月末、もしくは2月初旬にはすべからず全てのことはそちら側では段取りというか目星というか、はっきり区切りをつけての3月議会に臨むというのが一般的な流れだろうと思いますけれども、そんな中で、何もそのこの議案自体というか、それが悪いとか申し上げているわけではないんですが、手続上ですね、ああ、遅れたから議会にいいやみたいに、すべからず最初から、3月開会前からこれが載っていて当たり前ではないのかなというのが今までの議員の経験則からであります、その点いかがでしょうか。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

まず、この車種については当初定めておまして、その車種の販売状況について確認しておりました。それが、9月ぐらいで販売できるということを確認できましたので、10月の入札にかけた次第でございます。

そこから、当然その時点では年度内での納車というのも確認していたところではございます。そういった今の状況もありますので、納車日の確認については2月の時点でも業者さんのほうへは確認していたところでございます。

ただ、3月入りまして、3月末はちょっと厳しくなってきたということで心配しておりまして、また再三確認しておったんですが、どうしても4月にずれ込んでしまうというような話でございました。

そういったことで、2月中での3月議会での上程というのは間に合わず、ぎりぎりのところまでちょっと待ったというところではございまして、今回の追加議案に至った次第でございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） ありません。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第25号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び美浜町会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定しました。

しばらく休憩します。

午前十一時二十一分休憩

———・———

午前十一時二十二分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

お諮りします。

ただいま各委員長から、委員会の閉会中の継続審査及び調査について申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第16として議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、追加日程第16として議題とすることに決定しました。

追加日程第16 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり、今月末をもって中村総務課長、谷輪子育て健康推進課長、山本ひまわりこども園長が役職定年または退職されます。

各氏から一言ご挨拶を申し上げたいとの申出があります。これを許します。中村総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議長、そして議員各位におかれましては、連日ご審議を賜り誠にありがとうございました。また、町政運営に対しまして日頃より格別のご理解とご協力を賜っておりますことに心より御礼申し上げます。

私ごとで恐縮ではございますが、昨年60歳を迎え、今月末をもって役職定年となり、本定例会が定例会の場でご挨拶を申し上げる最後の機会となります。

これまで至らぬ点が多々あったかと存じますが、その都度お力添えをいただきましたことに深く感謝申し上げます。

私は、昭和63年4月に美浜町職員として採用いただいて以来、教育委員会、中央公民館をはじめ、住民課で8年、産業課、産業建設課では10年、あと健康福祉課、福祉保健課、総務政策課と、また管理職として防災企画課、福祉保健課、総務課と様々な部署で勤務をさせていただきました。どの職場でも議員各位から頂戴したご指導やご助言は仕事の上での支えであり、学びでの連続でございました。

現在は、総務課長として4年目を迎えております。総務課は条例、予算をはじめ組織運営や財政運営など町政の基盤に関わる仕事が多く、役場全体で滞りなく動くよう当たり前を当たり前に積み重ねることが重要だと感じております。その一方で、行政を取り巻く環境は年々厳しさを増し、限られた人員と財源の中、目まぐるしく変わる社会情勢、その中で何を優先し、どう進めるかの判断が求められます。そのために、議会と執行部が丁寧に議論を重ね、同じ方向を向いて進むことの大切さを実感いたしました。

今後も立場は変わりましたが、これまでの経験を生かし、町政の推進に微力ながら努めてまいります。議員各位におかれましては、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

（場内拍手）

○議長（繁田拓治君） 谷輪子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 子育て健康推進課の谷輪でございます。

本日は、貴重なお時間をいただきありがとうございます。

私が美浜町役場に入庁いたしましたのは昭和63年4月1日のことでした。その頃はまだ週休2日でもなく土曜日は半日勤務でございましたし、男性職員2名での宿直業務も月に2回程度ありました。最初、税務課に配属されたのですが、当時はもちろんパソコンな

どはなく、課内にワープロが1台あるだけでしたので、各証明書や報告文書はほとんど手書きでございました。

それから、出納室、住民課、福祉課、企画課、総務政策課、また再度の住民課や税務課、そして現在の子育て健康推進課に至るまでの間には、個人一台一台のパソコンやメール、携帯電話、スマートフォン等の電子機器の使用が当たり前になり、ITの進化についていくのも大変でありましたが、今当時を振り返ってみれば、あらゆる分野でいろいろ便利になっていることに改めて驚かされました。

私は今月末で美浜町役場を退職いたしますが、ここまで来られましたのは、入庁以来今までご指導いただいた先輩方、同僚の皆様、また議員の皆様方のおかげであると思います。大変感謝しております。

今後は一町民として、できることがあれば少しでも町政にご協力できればと思います。

皆様38年間どうもありがとうございました。

（場内拍手）

○議長（繁田拓治君） 山本ひまわりこども園長。

○ひまわりこども園長（山本理加君） 議長のお許しをいただきましたので、退職に当たり一言御礼の挨拶をさせていただきます。

私は、大阪で3年間保育士として働いていましたが、子育てと仕事を生まれ育った自然豊かな美浜町で行いたいと思い、平成元年に帰ってきました。

美浜町では、臨時職員として役場税務課、めばえ保育所、松原保育所で勤務し、平成2年に松原幼稚園教諭として採用していただき、みはま幼稚園、ひまわりこども園と約40年間教育、保育に携わってきました。

平成26年、先輩保育教諭が退職され、園長に昇任したときには下の子どもはまだ小学生でした。仕事と子育ての両立の大変さを保護者の方と共有しながら過ごしてきました。当時から、議員の皆様、職員の皆様、地域の皆様に温かく支えていただいたことは忘れられません。また、和歌山県内初の認定こども園ということで、県の様々な会議で認定こども園代表委員を務め、和歌山県幼児教育推進計画の策定などにも12年間携わってきました。

保育教諭生活40年の間にはいろいろなことがありましたが、どんな状況下でもまずは園児や保護者目線に立ち、常に思いやりの気持ちを持って接することを心がけてきました。美浜町で育ち、行政に携わり、無事退職を迎えることができ、皆さんに感謝申し上げます。今後は一町民として、これまで支えていただいたご恩を少しでも返していければと思っています。

最後になりますが、皆様方にはますますご健勝にてご活躍されることをご祈念申し上げ、お礼の挨拶に代えさせていただきます。長い間、本当にお世話になりありがとうございました。

（場内拍手）

○議長（繁田拓治君） 以上とします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和8年美浜町議会第1回定例会を閉会します。

午前十一時三十二分閉会

ご苦労さんでした。